

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………（都市整備局市街地建築部調整課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- ……………
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………
- ……………（東京都収用委員会）…
- ……………

告示

●東京都告示第千二百十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第五項ただし書及び第十三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住

所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和六年十二月十一日

東京都知事 小池百合子

一 公聴会を行う日時 令和六年十二月十九日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十一階十一B会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都交通局ほか一名
建築敷地 江戸川区中葛西四丁目九番地一ほか
地域地区 第一種住居地域、準工業地域、防火地域、準防火地域及び第三種高度地区
等 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 共同住宅、その他 増築
及び用途 （バス営業所）、事務所
業務所、自動車庫、
保育所、自転車駐車場及び危険物の貯蔵又は処理に供するもの

敷地面積 約一五、二一六平方メートル 増減なし
建築面積 約四、六九七平方メートル 約一五九平方メートル

延べ面積 約二〇、七三二平方メートル 約一五九平方メートル

構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造ほか 鉄骨造 地上十階ほか 地上一階

高さ 三一・五八メートル 三・六〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

(二)

建築主住 中央区日本橋室町三丁目三番九号
所氏名 三井不動産株式会社
建築敷地 江東区新砂一丁目六百二十五番地七十三ほか
地域地区 工業専用地域及び準防火地域
等

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 その他（研究所）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、自動車庫、飲食店、自転車駐輪場及び危険物の貯蔵又は処理に供するもの

敷地面積 約九、七七九平方メートル

建築面積 約五、五七八平方メートル

延べ面積 約一九、九一六平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造ほか 地上四階ほか

高さ 二七・七七メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第十三項ただし書

●東京都告示第千二百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和六年十一月二十二日	狛江市西野川二丁目七百九十番十、同番十三及び同番十四の各一部
		延長 〇・二〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千二百二十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道世田谷町田線

二 指定する区間 世田谷区太子堂四丁目四百八十七番十二地先から同区三軒茶屋二丁目二百二十六番一地先まで

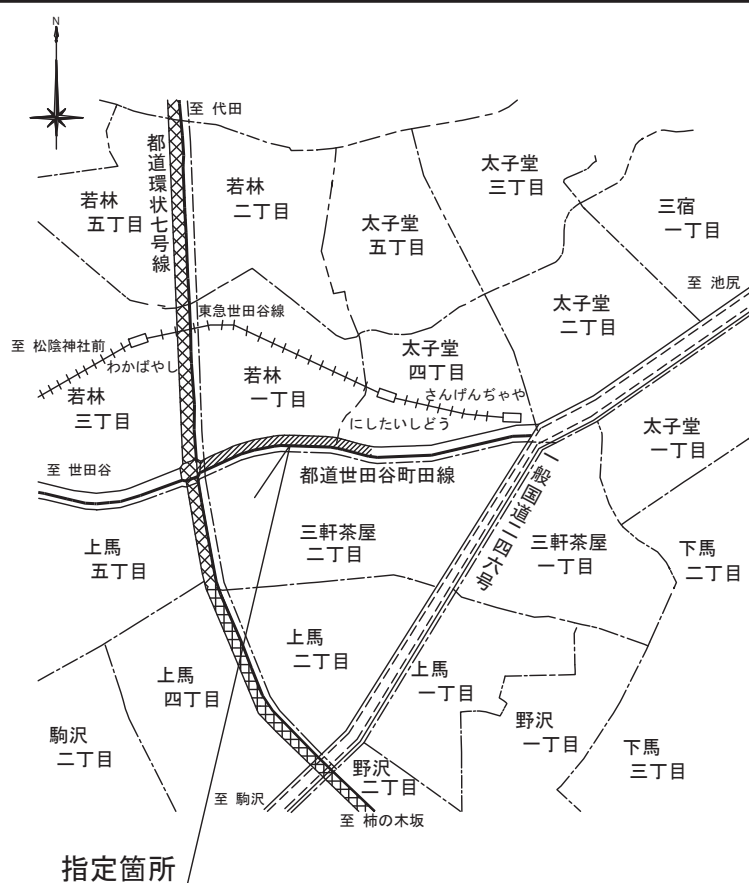
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

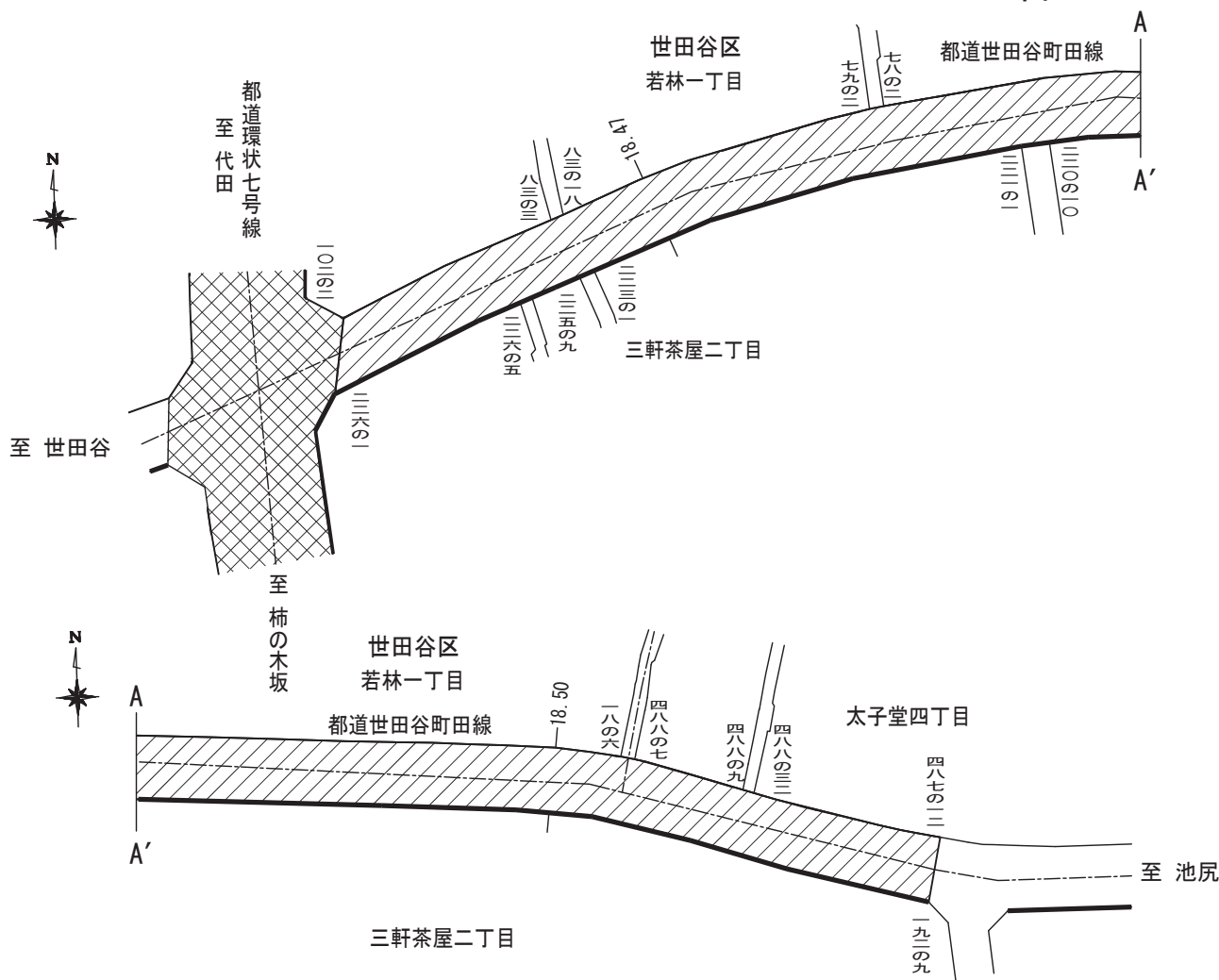
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道世田谷町田線

世田谷区太子堂四丁目～三軒茶屋二丁目

指定区間
延長 四七五・六六メートル
(電線共同溝予定名称 世田谷町田・六号)
既指定区間



指定箇所



公 告		
土地収用法施行令に基づく公示による通知 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。 なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和6年12月31日の終了をもってその通知があったものとみなされる。 令和6年12月11日 東京都収用委員会 会長 松 尾 弘 記 1 事件名 令和5年第9号及び令和5年第9号の2 福生都市計画道路事業3・3・30号武蔵野工業線及び3・4・2号志茂中央線のための土地収用事件 2 通知書の名称 審理の開催について（通知） 3 通知を受けるべき者 住所 不明 ただし、閉鎖登記簿上の住所は、東京都福生市東町1番地1 氏名 岩田不動産株式会社 清算人 不明 4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都福生市大字福生字志茂254番9		
東京都福生市大字福生字志茂254番12 公示による通知に係る掲示の事実 5 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側） (2) 掲示を始めた年月日 令和6年12月11日		